

2012年1月30日

各位

みずほ信託銀行株式会社

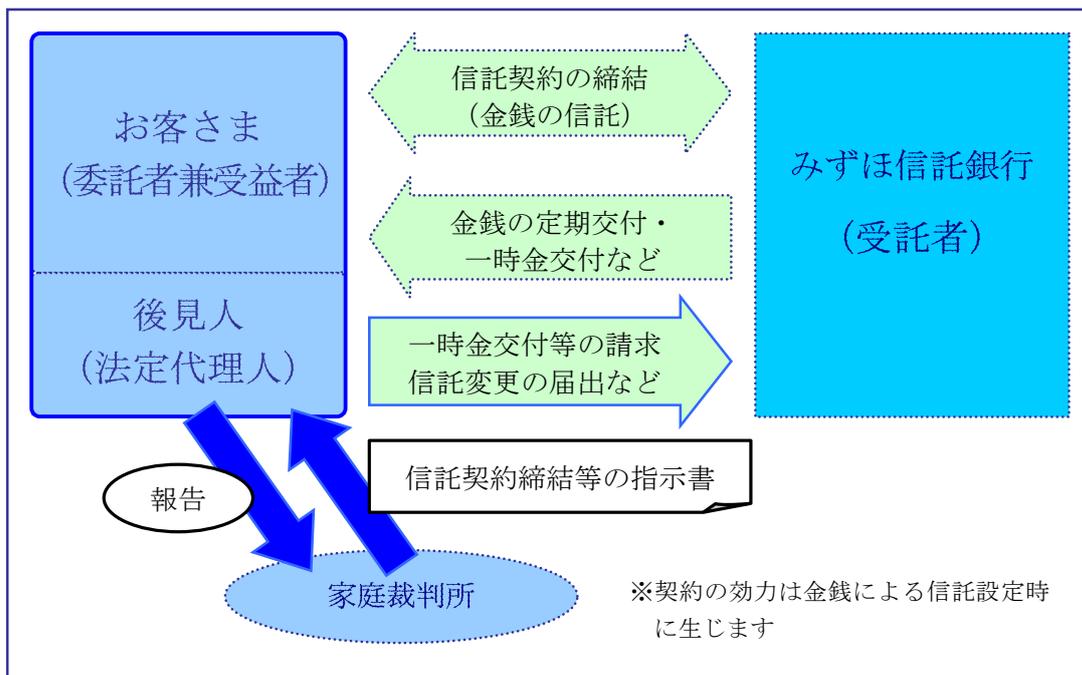
「財産承継信託（後見制度支援信託タイプ）」の取扱開始について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：野中 隆史）は、2012年2月1日より、「財産承継信託（後見制度支援信託タイプ）」の取り扱いを開始いたします。

本商品は、被後見人の財産の管理・保護及び生活の安定を目的として信託された金銭について、元本保証のある指定金銭信託（一般口）でお預かりするとともに、後見人が管理する被後見人名義の預貯金口座に一定額を定期的に交付する信託商品です（商品概要は別紙参照）。なお、後見人が、信託契約締結、一時金の交付及び信託の終了などの手続きを行う際には、当行への家庭裁判所発行の指示書（謄本）の提出が必要となります。

今後もみずほ信託銀行では、財産管理にかかるお客さまの多様なニーズにお応えする信託商品の開発に積極的に取り組んでまいります。

【仕組み図】



以上

【商品概要】

対象	個人のお客さま（成年被後見人又は未成年被後見人）
信託の目的	受益者のために信託財産を保護しつつ、信託財産を定期的に定額で分割交付することにより、受益者の生活の安定に資することを目的とします。
お申込金額	1円以上1円単位
信託期間	5年以上
運用方法	元本保証のある指定金銭信託（一般口、5年以上）で運用します。
信託設定、金銭の定期交付方法の指定又は変更、一時金交付など	家庭裁判所発行の指示書（謄本）の提出が必要となります。
信託報酬 （各消費税込）	<p>《信託設定時》</p> <p>◆信託金が5億円以下の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>信託金に対し 1.05%（税抜1.00%）</p> <p>ただし、上記の信託報酬率で計算した金額が10万5千円（税抜10万円）を下回る場合は、10万5千円（税抜10万円）をお支払いいただきます。</p> </div> <p>◆信託金が5億円超の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>525万円（税抜500万円）</p> </div> <p>《信託期間中》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>月額3,675円、年額44,100円</p> <p>（税抜で月額3,500円、年額42,000円）</p> </div>